

お墓の手続きとお盆の墓参り



お骨の移動や墓じまいの際は、手続きが必要です。
また、お盆期間中の墓参りは、混雑緩和に協力ください。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

**お骨の移動は手続きが
必要です**

【お骨の移動】

お骨の移動は、現在墓地のある「移動元」の市区町村で「改葬許可申請」が必要です。市内に墓地がある人は、環境政策課に連絡ください。市外に墓地のある人が市内にお骨を移動する場合は、墓地のある市区町村へ連絡ください。

【墓じまい】

墓地が不要となったら、お骨の移動と併せて、墓石や祭壇などの撤去や整理が必要な場合があります。

**墓参り時は自家用車の利用を
控えてください**

【臨時駐車場と交通規制】

市営墓地は、駐車台数に限りがあります。また、市営墓地周辺の混雑解消のため、市道の一部を交通規制します。自家用車での墓参りはできるだけ控え、やむを得ず自家用車を利用する場合は、警備員の誘導に従ってください。

なお、東墓地・西墓地・北墓地の臨時駐車場に看板を設置します。看板のない場所には駐車しないでください。

後継ぎ・清掃・管理不要な

上長飯霊地公園合葬墓

を利用しませんか

本合葬墓は、使用者から骨壺を預かり保管するお墓です。

使用者は掃除などの必要がなく、お墓を引き継ぐ人がいない場合でも市で管理します。

また、市内在住で65歳以上などの要件に該当する人は、生前予約も可能です。

合葬墓使用許可の際には、次の使用料を納付ください。管理経費などは使用料に含まれていて、年間管理料などはありません。

住所地・本籍地区分	使用料 (1体当たり)
市内に住所のある使用者	11万円
市内に本籍があり、市外に住所のある使用者	16万5千円



8月の臨時駐車場開設と 交通規制の予定

	11日(木)	13日(土)	15日(月)
東墓地 (一万城町)	臨・交	臨・交	臨・交
西墓地 (鷹尾一丁目)	臨	臨・交	臨・交
北墓地 (平江町)	臨・交	臨・交	臨・交

臨＝臨時駐車場あり 交＝交通規制あり

【供え物などの分別処分】

供え物などをごみとして出す場合は、市のごみ分別方法に従って処分ください。特に、針金が使われている造花やちょうちゃんは「燃やせないごみ」です。ご注意ください。

